

宮城県介護職員初任者研修実施要綱

(趣旨)

第1 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第3条第1項の規定に基づく介護職員初任者研修（以下「研修」という。）の実施については、政令、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第219号）及び「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）」（平成24年3月28日付け老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「取扱細則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱で使用する用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号）、政令、省令及び取扱細則に定めるところによるものとする。

(実施主体)

第3 研修の実施主体は、知事又は知事の指定を受けた介護職員初任者研修事業者（以下「指定研修事業者」という。）とする。

2 指定研修事業者が実施する研修は、受講生の保護のためにやむを得ない場合を除き、研修の一部又は全部を委託してはならないものとする。

(研修の目的等)

第4 研修の目的、科目・内容及び時間数は、別紙1に定めるとおりとし、目標、評価及び内容は、別紙2及び別紙3に定めるとおりとする。

2 前項に規定する各科目において履修すべき内容は、別紙3に定める内容を網羅するものとする。

(研修方法)

第5 研修は講義及び演習により行い、科目の中で実習を行うことができる。

2 研修の一部を通信学習で実施する場合の科目ごとの上限時間及び各科目の総時間は、別紙4に定めるとおりとする。

(受講対象者)

第6 受講対象者は、訪問介護事業に従事しようとする者、若しくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者とする。

(受講生の本人確認)

第7 指定研修事業者は、研修の開講時までに身分証明書等により受講生の本人確認を行うものとする。

(研修期間)

第8 研修期間は、おおむね8か月以内とし、やむを得ない理由により延長する場合においても1年6か月を超えないものとする。ただし、高等学校教育課程による研修においてはこの限りではない。

(テキスト)

第9 使用するテキストは、別紙3に定める内容を網羅し、研修課程を適切に実施する上で適当なものを使用することとする。

(カリキュラムの策定)

第10 カリキュラムの策定に当たっては、別紙3の内容を網羅する内容とし、講義と演習を一体的に行い、受講生が理解しやすいよう配慮するものとする。

(講師の選定基準)

第11 第10の講義等の講師は、別紙5に定める要件に適合する者でなければならない。

2 介護技術を教授する科目の演習については、前項の講師の数を受講生おおむね20人につき1人の割合で配置するものとする。

(実習施設の選定基準)

第12 指定研修事業者が実習を行う場合は、知事又は市町村長の指定を受けた介護保険指定事業者であって、かつ、原則として当該指定から1年以上経過している実習施設において行うものとする。

(通信学習の実施方法)

第13 指定研修事業者は、通信学習の方法によって研修を行う場合は、次のとおり実施するものとする。

- (1) 受講生の自宅等での学習に配慮し、開講日から最終レポート提出日まで適切な学習期間を確保すること。また、レポート提出の最終締切日は、別紙1の科目「10 振り返り」前までに設定すること。
- (2) レポートの課題は、別紙3に定める修了時の評価ポイント及び内容を網羅するものとし、科目ごとに課題を設定し、選択式及び記述式による問題を複数取り入れること。
- (3) 添削指導については、第11の規定に適合する講師により適切に行うこと。

(研修実施上の留意事項)

第14 指定研修事業者は、研修の実施に際し、次のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 研修は宮城県内で行うこと。
- (2) 1クラスの受講定員は40人以下とすること。
- (3) 演習のうち介護技術を教授するものについては、受講生おおむね10人に対し、ベッド、車いす、ポータブルトイレ等の機器を各1台以上準備し、全員が演習内容を十分に学習できるよう措置すること。
- (4) 実習を行う場合は、実習施設の機能や役割、各実習の目的及び実習における注意事項等について、あらかじめオリエンテーションを実施すること。
- (5) 実習を通じて知り得た秘密の保持については、特に厳守するよう受講生に徹底すること。
- (6) 次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、受講を希望する者に対して周知すること。

イ 開講目的

ロ 研修の名称及び課程

ハ 実施場所

ニ 研修期間

ホ カリキュラム

ヘ 講師の氏名

ト 研修修了の認定方法

チ 受講資格

リ 定員

ヌ 受講手続(募集要領)

ル 受講費用、実習費等

ヲ 実習施設一覧(実習を行う場合のみ)

ワ 研修欠席者及び補講の取扱い

カ 受講の取消し

ヨ 通信学習の実施方法(通信学習の場合のみ)

(イ) 学習方法

(ロ) 評価方法

(ハ) 個別学習への対応方法

タ 修了証明書の交付及び修了者の管理

レ 問合せ先(住所、電話番号)

- (7) 指定研修事業者は、別紙6に例示する情報をホームページ等を通じて積極的に開示するよう努めるものとする。

(修了の評価)

第15 指定研修事業者は、別紙3に掲げる各科目の修了時の評価ポイントに沿って、受講生の知識・技術等の習得度を評価するほか、カリキュラムの時間数とは別に、1時間程度の筆記試験による修了評価を行うこと。

- 2 指定研修事業者は、前項の修了評価において、おおむね7割以上の理解度を目安に修了の認定を行うものとし、当該基準に達しない受講生に対しては、必要に応じて補講等の措置を講じなければならない。

(受講生保護に関する特例)

- 第16 指定研修事業者は、受講生の責めによらない事由により研修を継続することができなくなった場合は、すみやかにその旨を知事に報告するとともに、当該研修の受講生が別の指定研修事業者が主催する研修を途中から受講できるよう、別紙7（以下「履修状況等証明書」という。）により当該研修を修了していない受講生の履修状況を記載した履修状況等証明書を作成の上、当該受講生に対して交付しなければならない。
- 2 履修状況等証明書を所持する受講生を受け入れた指定研修事業者は、当該履修状況等証明書に基づく未履修部分の研修を実施し、第15の第1項及び第2項に基づき評価及び認定したときは、当該受講生について研修の修了を認定することができる。
- 3 前項の規定による修了認定には、第8の規定は適用しない。

(修了証明書の交付等)

- 第17 知事が実施する研修に係る修了証明書及び携帯用修了証明書は、別紙8によるものとする。
- 2 指定研修事業者が実施する研修に係る修了証明書及び携帯用修了証明書は、別紙9によるものとする。
- 3 知事は、前2項の規定により修了証明書の交付を受けた者について、修了した研修の課程、修了証明書番号、修了年月日、氏名及び生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理するものとする。

(指定研修事業者及び研修の指定)

- 第18 政令第3条第1項第2号の規定に基づく指定研修事業者及び研修の指定に関する手続は、別に定める。

(長寿社会政策課長への協議等)

- 第19 この要綱に基づき知事が行う研修を実施する課（室）長又は地方公所長は、研修の開始、変更、休止、廃止及び再開に当たり、その都度、別に定める指定研修事業者が行う手続に準じ、長寿社会政策課長あて協議又は報告するものとする。

(その他)

- 第20 以下の者は、本要綱に定める介護職員初任者研修を修了したものとみなす。
 - (1) 平成25年4月1日改正前の省令第22条の23に規定する介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程及び2級課程の修了者
 - (2) 保健師、看護師及び准看護師の資格を有する者
 - (3) 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月

29日厚生労働省告示第538号)第2号に掲げる研修の1級課程及び2級課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

- (4) 「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」(平成3年6月27日老福153号,社更第132号,児発第591号)及び「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」(平成7年7月31日社援更第192号,老計第116号,児発第725号)に基づくホームヘルパー養成研修1級課程及び2級課程の修了者
- (5) 「家庭奉仕員講習会推進事業の実施について」(昭和62年6月26日付け社老第84号)に基づき,家庭奉仕員講習会を修了した者及び昭和62年以前に実施された「家庭奉仕員の採用時研修について」(昭和57年9月8日社老第100号)に基づく家庭奉仕員採用時研修を修了した者で,現に訪問介護員として活動している者

附 則

(施行期日)

この要綱は,平成24年12月20日から施行する。